

市長等の措置に係る通知書

（ 財務部 ）

2010年12月24日監査執行

No	指 摘 事 項	措 置 の 状 況	改 善 又 は 検 討 の 目 標 年 月 日
1	<p>普通財産の管理は適切か （管財課）</p> <p>・次のとおり改善を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり、必要な措置を講じられたい。</p> <p>①普通財産として公有財産台帳に登録されているものの中に、藤沢都市計画道路善行長後線の用地となっているものがあつた。</p>	<p>①当該地の調査を実施した結果、地番の誤りであることを確認したため、地番修正を行った上で、道路管理課に移管しました。</p>	<p>2011年 1月4日</p>
2	<p>普通財産の管理は適切か （管財課）</p> <p>・次のとおり改善を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり、必要な措置を講じられたい。</p> <p>①土地の所在（町名）、地番、登記地積、登記地目又は取得原因の記載に誤りがあるものがあつた。</p>	<p>①当該地の土地全部事項証明等を確認の上、土地全部事項証明の記載内容に基づき修正しました。</p>	<p>2011年 1月7日</p>
3	<p>普通財産の管理は適切か （管財課）</p> <p>・次のとおり改善を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり、必要な措置を講じられたい。</p> <p>①管理用地（貸付地）の敷地内に無断で隣地の物置が設置されているものがあつた。</p>	<p>①地籍測量図（管理図面）に基づき、隣接土地所有者と境界確認を1月13日に行い、境界確定をしました。</p> <p>越境している隣地の物置については、建物所有者に対し申し入れをし、2月10日頃を目途に移転撤去を行う旨の回答をいただきました。また、筆界確認書の取り交わしにつきましては、2月末までに手続を完了する予定です。</p>	<p>2011年 2月28日</p>